

法人会は「健全な経営・正しい納税・社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です

法人会報 2026.8 月号

特集 国民に開かれた税制を目指して 経済の成長と国民生活の安定、地域の発展に資する税制改革へ



Photo：前列中央 小田島 正博 院長



企業リレー [毎号表紙を飾っていたくのは各企業の社員さんです。]

小田島歯科医院

院長 小田島 正博

小田島歯科医院は、志波姫に開設して今年7月で40周年を迎えました。常勤3名、非常勤4名のドクターがあり、各分野のスペシャリストが結集し、高度なチーム医療を実践している歯科医院です。当院には、失った歯の機能を確実に取り戻す「インプラント学会専門医」、噛み合わせや美しい被せ物のエキスパートである「補綴歯科学会専門医」、そして親知らずの抜歯や口腔のトラブルに外科的アプローチで挑む「口腔外科学会専門医」、あごの痛みや不調に対応する「顎関節学会専門医」が在籍しています。それぞれの専門知識と技術を融合させることで、患者様一人ひとりに最適な総合治療を提供できる体制を整えています。

しかし、当院が目指す究極の歯科医療は、悪くなった歯を治すことだけではありません。私たちは「予防歯科」に最も重点を置いています。なぜなら、口腔の健康を維持することこそが、全身の健康や豊かな人生へとつながる確固たる基盤になるからです。

近年の医学において、お口の環境と全身疾患には極めて深い相関関係があることが明らかになっています。例えば、歯周病菌が血管を通じて全身を巡ることで、糖尿病の悪化や心疾患、脳梗塞、さらには認知症のリスクを高めることが指摘されています。つまり、虫歯や歯周病を未然に防ぐことは、単に「歯を残す」という枠を超え、大きな病気から身体を守る「全身の予防医療」そのものなのです。

当院では、専門医による精密な治療で一度お口の環境を整えた後、その健康な状態を生涯にわたって維持するための定期メンテナンスや予防プログラムに力を入れています。生涯にわたってご自身の歯で美味しい食事を楽しみ、笑顔で健康に暮らせるよう、お口から全身のウェルビーイングを支え続けます。

●企業リレー ●活動レポート 令和8年4月～7月

めざします。「みんなの法人会」

「国民に開かれた税制を目指して」

経済の成長と国民生活の安定、地域の発展に資する税制改革へ

自由民主党税制調査会長

小野寺五典氏からのメッセージ



昨年、高市政権発足後、自民党の税制調査会の会長という重い仕事を任命されました。税制調査会の役員の経験もないので驚きましたが、これまでのスタイルを変えてほしいという高市総理の思いを感じました。

税の専門家というよりも、各分野に精通した専門家、例えば、産業・医療・福祉など、色々な国民生活に直結した分野の専門家に入ってもらおう方が、より国民に開かれた税制になるのではないかとこの点を意識して、税制調査会の幹部人事を編成しました。

51年続いたガソリンの暫定税率の廃止や、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設といった、今までにない対応を実現しました。

法人税で大胆な設備投資促進税制を創設するなど、減税

項目を含め多くの改正も行いました。経済の成長をしつかりと後押しする税制が必要です。大胆な設備投資促進税制という踏み込んだ減税制度を創設し、研究開発税制では新たに「戦略技術領域型」を設けました。

また、ガソリンの暫定税率の廃止のほかにも、自動車税の環境性能割も廃止しました。トランプ関税等で自動車産業が大変な状況の中で、国内の自動車産業の後押しを意識した改正です。

一方、大企業向けの賃上げ促進税制を廃止しました。あえて税制で後押ししなくても、今は自然と一定の賃金上昇が見込まれる状況にあるため見直しを行いました。

物価上昇に連動した基礎控除等の引上げは2年に1回とされていますが、源泉徴収義務者の年末調整等の事務負担

を懸念する声もあります。

その点は十分に留意しました。毎年、基礎控除等を引き上げるべきという声もありましたが、事務負担が大変だろうということになりました。

業界団体の皆さんにヒアリングし、2年ほどのスパンであれば、事務負担はありますが、基礎控除等を引き上げることが手取りが増えるということなので、ご協力いただくといい話にまとまりました。

インボイス制度の経過措置は適用期限をもって廃止することになっていました。ただ、いま廃止をすると、中小零細の事業者の皆さまに大きな影響があるということで、フェーズアウトしていくことを前提に、一定の期間、延長することにしました。

一方、租税回避に使われている事例がありましたので、

課税仕入れの8割を控除できる経過措置の対象金額を年間1億円(改正前:10億円)以下に引き下げる制限を行いました。

例年どおり今秋ごろから、通常の来年度の税制改正に係る党の税制調査会の議論を始める予定ですが、今年は通年で税制改正の検討を行っているような状況です。

自民党税制調査会長として、国の将来を見据えた税制のあり方について幅広い議論を取りまとめる要職を担い、経済の活力向上と国民生活の安定、地域の発展に資する税制改革の実現に向けて全力を尽くして参ります。



自由民主党税制調査会長
衆議院議員 小野寺五典氏

栗原法人会のホームページでは、各種講習会・研修会・オンデマンドセミナー、税に関する情報等がご覧頂けます！詳しくはWEBで！



URL <https://kuri-ho.com>

栗原法人会

検索

vol. 143



2026/08/01 : 02

事業者のデジタル化促進 ～年末調整手続きの電子化～



税務職員 ふたば

国税庁では、税務手続だけでなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた活動にも取り組んでいます。

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待され、年末調整手続の電子化もそのひとつです。

年末調整手続の電子化ってそもそも何？ということですが、これまでの年末調整では、従業員は保険会社から保険料控除証明書を画面（ハガキ）で受け取り、それを基に手書きで保険料控除申告書を作成して書面で勤務先に提出するなど、年末調整の一連の手続を書面で行っていました。

この一連の手続が電子化されると、従業員は控除証明書を電子データで受け取り、当該データを電子化に対応した民間ソフトウェアや国税庁が提供する年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（通称「年調ソフト」）にインポートすること、各種控除申告書をデータ作成しメール等で勤務

務先に提出することができるようになります。

一方、従業員の方はマイナポータルを通じて、控除証明書等を一括取得することができます。

電子化のメリットですが、まず勤務先のメリットとして、①保険料控除等の控除額の検算が不要、②控除証明書等のチェック事務が削減（従業員が控除証明書等データを利用した場合）、③従業員からの問い合わせが減少、④年末調整関係書類の保管コストの削減が挙げられます。

また、従業員のメリットとしては、①控除額等の記入・手計算が不要、②控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要、③勤務先からの問い合わせが減少、ということが挙げられます。

次に、国税庁が提供する「年調ソフト」ですが、国税庁では、控除証明書の電子データの取込から控除申告書のデータ作成に対応した「年調ソフト」を開発し、各アプリストアや国税庁ホームページで公開しているところです。なお、皆様が現在お使いの給与計算ソフト等への取込機能については、お使いのソフト開発業者様へご確認ください。

いいね!! e-年調 年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

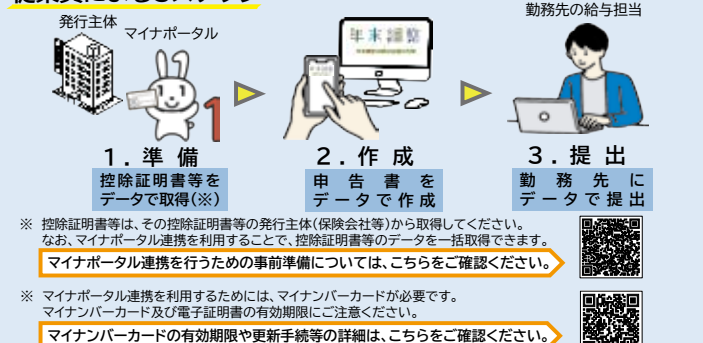
「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。

国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）」を無償で提供しています。

年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



最後に、マイナポータル連携についてですが、従業員の方が保険会社等から取得する控除証明書等データについては、保険会社等のウェブサイトに入手する方法のほか、マイナポータルを通じて一括取得することができます（マイナポータル連携）。詳しくは国税庁ホームページの「マイナポータル連携特設ページ」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mynapo.htm>)をご覧ください。

詳しくはこちら

年末調整手続の電子化に向けた取組



「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットQ&A



マイナポータル連携特設ページ



マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細



栗原法人会の活動レポート・・・令和8年4月から7月

4/27
Mon



女性部会 税務研修会

場所：栗原市築館「満てん」 演題：「消費税の基礎知識」
講師：築館税務署 署長 荻野 隆雄 氏
出席者：21名(部会員17名・他4名)

6/18
Thu



税務研修会

場所：栗原市栗駒「ベルディ栗駒」 演題：「消費税の歴史」
講師：築館税務署 署長 荻野 隆雄 氏
出席者：63名(うち一般8名)

6/5
Fri



市民公開講演会①「水引ワークショップ」

場所：栗原市志波姫「志波姫公民館第3会議室」
演題：「コサージュをつくろう」 講師：お結び屋 山川 知世 氏
出席者：12名(うち一般2名)

7/9
Thu



第4回エンジョイゴルフ(会員増強)

場所：黒川郡大郷町「松島国際カントリークラブ」
出席者：28名(うち一般4名)
優勝者：株式会社栗峰保険サービス 菅原 主税さん
ベストスコア：株式会社薬師運送 鈴木 梢さん

租税教室「わたしたちの暮らしと税金」 ～税を通して社会を支える思いやりを考える～

講師：青年部会員6名・アシスタント14名

5/8
Fri



場所：栗原市高清水「高清水小学校6年生18名」

5/21
Thu



場所：栗原市金成「金成小中学校6年生43名」

5/27
Wed



場所：栗原市栗駒「栗駒南小学校6年生12名」

5/28
Thu



場所：栗原市鶯沢「鶯沢小学校6年生14名」

6/4
Thu



場所：栗原市瀬峰「瀬峰小学校6年生32名」

6/26
Fri



場所：栗原市若柳「若柳小学校6年生68名」

◆お知らせ◆ 築館税務署定期異動

令和8年7月10日発令

署長 **伊勢 啓**
(前 仙台国税局 徴収部 主任国税訟務官)

総務課長 **真龍 節**
(前 仙台国税局 課税第二部 法人課税課 情報技術専門官)

前署長 **荻野 隆雄**
(関東信越国税局 桐生税務署 署長)

前総務課長 **根森 秀和**
(仙台国税局 徴収部 徴収課 課長補佐)

財政健全化のための健康経営プロジェクト
「健康経営宣言書」の提出をお願いします！
詳しくはWEBで！



記念すべき第10回を迎えた
「高校生の税の写真展」。
先着50点で作品を募集します。
あなたらしい視点で切り取った一枚を
お待ちしております。
応募方法など詳しくは、募集チラシを
ご覧ください。

第10回記念！
あなたの一枚が「税」を伝える。